

70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度ご加入の方へ

高額療養費（外来年間合算）のお知らせ

■ 高額療養費（外来年間合算）制度とは？

現在、医療機関や薬局で月に支払った医療費が上限額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されています。一般区分・低所得者区分（※）の方は、年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額に14万4千円の上限額が設けられ、その上限額を超えた額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。

※区分については、福祉課 保険年金係（役場1階）へお尋ねください。

■ 支給要件

令和元年8月から令和2年7月末までに被保険者が医療機関や薬局で支払った外来の医療費の自己負担額から月間の高額療養費を除いた額のうち、14万4千円を超えた額を支給します。

■ 支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

- ・後期高齢者医療の方…月間の高額療養費の支給を受けたことがある方で、対象の期間中に医療保険の異動等がなく、外来の医療費の自己負担額が広域連合で確認できる場合、月間の高額療養費の支給先と同じ口座へ自動的に支給します。（支給日の一週間程度前に支給決定通知書が届きます。）
- ・国民健康保険の方…申請時に口座の登録が必要です。

※後期高齢者医療の方で高額療養費の口座登録の無い方、国民健康保険の70歳以上の方、それぞれで支給が見込まれる被保険者の方には、12月中～下旬にお知らせを送付する予定ですので、福祉課保険年金係（役場1階）へ申請してください。（令和元年8月から令和2年7月末までの間に「転入・転出をされた方、資格の変更があった方、資格を喪失された方（亡くなられた方や生活保護を受け始めた方）」は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。具体的な手続きやご不明な点をご相談ください。）

■ 時効についての留意点

高額療養費（外来年間合算）は、基準日（毎年7月31日）の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は、基準日の翌日から2年の間に行ってください。

※計算期間（8月～翌年7月）の途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日（死亡の場合は、亡くなられた日）となります。

■ 問合せ先

福祉課 保険年金係（☎92-7934）または佐賀県後期高齢者医療広域連合（☎0952-64-8476）
↑75歳以上の方はこちら

未来の生活設計について考えてみませんか！

いい 未来
11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、国民一人一人が「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、年金記録や将来の年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

詳細は、日本年金機構のホームページをご確認いただくか、年金事務所へお問い合わせください。

毎月第2・4火曜日は年金相談の日！

役場では、毎月第2・4火曜日に年金相談を実施しています。佐賀年金事務所より相談員が来庁し、相談を受け付けます。事前に予約が必要ですので、佐賀年金事務所（☎0952-33-6360）へ前日までにご連絡ください。

■ 問合せ先

・佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

・日本年金機構「ねんきんネット」「ねんきん定期便」専用ダイヤル ☎0570-058-555（050から始まる電話でおかけの場合は☎03-6700-1144）